

令和8年度岡山県システム共有仮想基盤構築移行及び
運用保守業務落札者決定基準

令和8年4月14日

岡山県総務部デジタル推進課

—目次—

1 基本的な考え方.....	1
1.1 有効数字.....	1
1.2 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応.....	1
2 提案内容の評価.....	2
2.1 分類及び配点.....	2
2.2 機能評価点の算出方法.....	2
3 価格の評価.....	3
4 機能評価点及び価格評価点の減点について.....	3
5 失格要件について	

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容と価格の両面での評価する総合評価方式を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、総得点の最も高い入札者を落札者とする。

・落札者決定方法

「機能評価点」と「価格評価点」の和を「総合点」とし、総合点の最も高いものを落札者とする。（予定価格などの制限の範囲内において、入札があったことが前提である。）

なお、満点は、2000点とし、「機能評価点」と「価格評価点」の比率は、1：1とする。

総合点 (2000点満点)	=	機能評価点 (1000点満点)	+	価格評価点 (1000点満点)
------------------	---	--------------------	---	--------------------

1.1 有効数字

評価点の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で切り捨てる。

1.2 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

- (1) 入札者それぞれの「機能評価点」、「価格評価点」が異なる場合、「機能評価点」が高い者を落札者とする。
- (2) 入札者それぞれの「機能評価点」、「価格評価点」が同じ場合、「入札金額」が低い者を落札者とする。なお、「入札金額」が同じ場合は、別途日を定め、くじ引きにより落札者を決定する。

2 提案内容の評価

・機能評価点

機能評価点は、提案書に基づいて以下の手順で行う。

2.1 分類及び配点

機能評価点は、1000点満点とし、分類毎に表1のとおりとする。ただし、評価項目（小分類）において0点があった場合は、その評価項目（大分類）を0点とする。（「仕様書にない提案」を除く。）

表 1

評価項目（大分類）	配点
システム共有仮想基盤構成の目的	165
委託業務範囲	90
システム共有仮想基盤構築移行業務要件	520
システム共有仮想基盤運用保守業務要件	165
機密保護	10
その他要件	50
合 計	1000

2.2 機能評価点の算出方法

（1）項目評価点の考え方

評価項目単位の採点は「0点」～「5点」までの6段階で評価する。

- ① 優れた提案は「5点」とする。
- ② 工夫された提案は「4点」とする。
- ③ 本県で想定していた提案であれば「3点」とする。
- ④ わずかに要件を満たしていないが許容できるもの（劣る提案）は「2点」とする。
- ⑤ 要件を満たしていない点があるが、まだ許容できるもの（非常に劣る提案）は「1点」とする。
- ⑥ まったく記載がない又は要件を大幅に満たしておらず許容できないものは「0点」とする。

（2）項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて項目加重点を項目ごとに設定する。

（3）機能評価点の計算

機能評価点の計算は以下の式で行う。

機能評価点＝項目加重点×項目評価点

ただし、機能評価点は、業者選定委員の人数により平均した値とする。

3 価格の評価

価格評価点

価格評価点は、提案見積に基づいて以下の手順で行う。

価格評価点の算出方法

以下の計算式にて価格評価点を算出する。

$$\text{価格評価点} = 1000 \times (1 - (\text{入札金額} \times 1.10) / \text{入札予定価格})$$

4 機能評価点及び価格評価点の減点について

提案書のページ数

提案書の総ページ数が 70 ページを超えた場合は、評価しないことがあるので注意すること。

5 失格要件について

以下のいずれかに該当する場合は失格とする。

- いずれかの評価項目（大分類）が 0 点。
評価項目（小分類）において 0 点があった場合は、その評価項目（大分類）は 0 点とする。
ただし、評価項目「その他要件」の評価項目（小分類）「仕様書にない提案」のみが 0 点であった場合については、その限りではない。
- 機能評価点が 500 点未満の場合
- 大項目「機密保護」が仕様を満たさない場合